

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/4)

市町村名: 館林市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業	既に設置されている「単独浄化槽」等から合併処理浄化槽への転換	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象区域内であること 自己の居住する専用住宅に設置するもの 既設の「単独処理浄化槽」等を撤去すること 世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと 設置する浄化槽が環境配慮型であること 	5人槽314,000円 7人槽374,000円 10人槽464,000円	—	—	令和6年4月1日～ 令和7年1月31日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5125	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s025/kurashi/120/090/030/20200108044000.html	宅内配管工事への補助 宅内配管工事を施工した場合、当該工事に要した費用又は300,000円のいずれか低い額(1,000円未満切捨て)を上乗せ
雨水貯留施設設置費	助成	館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付事業	雨水貯留槽の設置費の補助 設置費用の1/2を限度とし、上限30,000円	<ol style="list-style-type: none"> ①自己の居住する専用住宅又は併用住宅(居住部分が二分の一以上)への設置 ②容量200リットル以上のもの 	30,000円	—	—	令和6年4月1日～ 令和7年3月14日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5125	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s025/kurashi/120/090/010/20200108050000.html	館林市デジタル地域通貨として交付
雨水浸透施設設置費	助成	館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付事業	雨水浸透樹の設置費の補助 設置費用の1/2を限度とし、上限30,000円	<ol style="list-style-type: none"> ①自己の居住する専用住宅又は併用住宅(居住部分が二分の一以上)への設置 ②口径300ミリメートル以上の浸透樹を新たに3基以上設置したもの 	30,000円	—	—	令和6年4月1日～ 令和7年3月14日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5125	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s025/kurashi/120/090/010/20200108050000.html	館林市デジタル地域通貨として交付
生ごみ処理器具購入費	助成	館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付事業	<ol style="list-style-type: none"> ①生ごみ処理機 ・市内在住の方 ②生ごみ処理槽(コンポスト) ・市内在住の方 ③生ごみ処理容器(EMぼかし) ・市内在住の方 	<ol style="list-style-type: none"> ①生ごみ処理機 ・市内の店舗で購入すること ②生ごみ処理槽(コンポスト) ・指定店で購入すること ③生ごみ処理容器(EMぼかし) ・指定店で購入すること 	<ol style="list-style-type: none"> ①生ごみ処理機 購入費の2分の1(ただし、20,000円を上限とし、1,000円未満の端数は、切り捨て) ②生ごみ処理槽(コンポスト) 容量130リットル以上のもの 1基あたり3,000円 ③生ごみ処理容器(EMぼかし) 容量14リットル以上のもの 1基あたり1,000円 	—	—	随時	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5126	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s026/kurashi/100/050/050/20200108151000.html	①については、館林市デジタル地域通貨として交付

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (2/4)

市町村名: 館林市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
蓄電池設備等設置費	助成	館林市蓄電池設備等設置補助金	①定置用リチウムイオン蓄電池(固定型)設置費の補助 ・蓄電容量1kWh当たり1万円を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、限度額は5万円 ②ポータブルリチウムイオン蓄電池(移動型)購入費の補助 ・購入費用の2分の1とし、限度額は2万円(千円未満切捨て) ③電気自動車等用充放電システム(V2H)設置費の補助 ・5万円とする(ただし国等から補助を受けている場合、設置費用から当該補助金額を控除した額が5万円を下回るときは、当該額を補助金額(千円未満切り捨て)とする)	①定置用リチウムイオン蓄電池(固定型) ・住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに設置又は同時に設置したもの ・蓄えた電力で当該住宅の照明等を稼働できる ・一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH化支援事業」の対象商品 ・蓄電容量の合計が1kWh以上 ・保証書の保証開始日が補助金の交付年度内 ・新品 ②ポータブルリチウムイオン蓄電池(移動型) ・専用の太陽光発電パネルと接続できるもので、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なもの ・蓄電容量が400Wh以上のもの ・蓄えた電力で家電製品等を稼働できるもの ・購入年月日が補助金の交付年度内 ・新品 ※①、②について市内に住居登録がある方、市税を滞納していない方に限る ③電気自動車等用充放電システム(V2H) ・住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに設置又は同時に設置したもの ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金の対象として指定された製品 ・保証書の保証開始日が補助金の交付年度内 ・新品	①定置用リチウムイオン蓄電池(固定型) 50,000円 ②ポータブルリチウムイオン蓄電池(移動型) 10,000円 ③電気自動車等用充放電システム(V2H) 50,000円	-	-	令和6年6月3日～令和7年3月31日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5124	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s024/kurashi/120/090/030/2021051115410.html	館林市デジタル地域通貨として交付
住宅リフォーム資金	助成	①館林市住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住支援制度 ③多世代同居支援助成金	対象工事：市内に本店を有する施工業者による、建物の内外装の修理、居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修などに関わる、税込20万円以上の未着工の工事 対象住宅：建築後5年以上経過している、市内の個人住宅 多世代同居支援助成金は、多世代同居をし条件を満たした方へ、住宅リフォーム資金助成金・移住定住支援制度に上乗せして助成	市税の滞納・過去住宅リフォーム資金助成金の利用がなく、以下に該当する方 ①住宅リフォーム資金助成金：令和6年3月31日以前に市内に住居登録があり、市内の住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方 ②移住定住支援制度：令和7年3月31日までに市内に住居登録し、市内の住宅を所有し、かつ、居住した方(居住する予定の方を含む) ③多世代同居支援助成金：住宅リフォーム資金助成金交付決定後、令和7年3月31日までに多世代同居をし、かつ、多世代同居をする全員が対象となる住宅について住宅リフォーム資金助成金の交付決定を過去に受けていない方	①に該当する方は、工事費の1/10(上限3万円) ②に該当する方は、工事費の1/3(上限30万円) ③多世代同居支援助成金は①、②に上乗せし一律15万円	-	-	随時	予算の範囲内	商工課	0276-47-5148	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s059/kurashi/080/050/2020010904200.html	館林市デジタル地域通貨「ぼんちゃんPay」で交付
リフォーム資金 (重度身体障がい者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	館林市重度身体障がい者(児)住宅改修費補助事業	住宅改修相談員が生活環境の改善に必要であると認めた工事。浴室、便所、玄関、台所等の手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更等	市内に居住し、下肢・体幹・上肢障がい1、2級、視覚障がい1級。腎臓機能障がい者で、在宅血液透析療法を行うための在宅血液透析排水処理槽を設置する者。市市税、所得割160,000円未満の世帯に属する者	500,000円	-	-	随時	予算の範囲内	社会福祉課	0276-47-5128	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s028/kenko/110/090/010/20200106032000.html	新築、増築は対象外
リフォーム資金	助成	館林市障がい者(児)日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便所等への便器の取替え (6)在宅血液透析療法に伴う電気、水道設備棟の改修 (7)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①市内に住所を有するもので、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する身体障がい者(児)であって障害程度等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)、知的障がい者であって、排便後の処理が困難な者(障がい児は原則として学齢児以上) ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者 ③人工透析療法を必要とする腎臓機能障がい者で、新たに在宅血液透析療法を行うために電気、水道設備等を改修するもの	200,000円	-	-	随時	予算の範囲内	社会福祉課	0276-47-5128	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s028/kenko/110/080/060/20200106032000.html	
在宅血液透析排水処理槽補助	助成	館林市障がい者(児)日常生活用具給付等事業	在宅血液透析療法を行うための在宅血液透析排水処理槽	人工透析療法を必要とする腎臓機能障がい者で、医師の指導のもと、在宅血液透析療法を行う者	600,000円	-	-	随時	予算の範囲内	社会福祉課	0276-47-5128	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s028/kenko/110/080/060/20200106032000.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費補助事業)	助成	館林市高齢者住宅改修費補助事業	屋外及び屋内のバリアフリー工事 手すりの取り付け、段差解消、和便器→洋便器への取り替えなど(住宅改修相談員が介護予防の観点から当該事業等が対象者の生活環境の改善に必要であると認めた場合)	市内に居住し、在宅で日常生活を営む上で常に介助や注意を要する、60歳以上のひとり暮らし高齢者もしくは高齢者世帯で所得税非課税	500,000円	-	-	随時	-	高齢者支援課	0276-47-5130	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s030/kenko/120/020/040/2020010601000.html	以前にこの制度を利用した者は、補助の対象とならない
樹木・生垣植栽費	助成	樹木・生垣植栽補助事業	樹木植栽補助は事業費の1/4以内 生垣植栽補助は2,000円/m以内	①樹木植栽補助は事業費100,000円以上 ②生垣植栽補助は延長10m以上 ※市税及び国民健康保険税を滞納していない世帯	それぞれ50,000円	-	-	施工後1年以内	-	緑のまち推進課	0276-47-5154	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s067/kurashi/130/090/040/20200108012000.html	デジタル地域通貨「ぼんちゃんPay」で交付

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (3/4)

市町村名: 館林市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震診断費	助成	館林市木造住宅耐震改修診断者派遣事業	昭和25年11月23日から昭和56年5月31日の期間内に着工した一戸建て木造住宅または木造併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの)で、在来軸組工法で建築した階数2階建て以下の住宅。	①対象となる建築物の所有者である方 ②市税の滞納をしてない方	診断費は無料(診断者の交通費として1,000円負担あり)	-	-	令和6年4月15日～ 令和6年12月20日	25戸	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/200/20200109015000.html	
耐震改修費	助成	館林市木造住宅耐震改修補助事業	昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの)で、木造(在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法)で建築した階数2階建て以下の住宅のうち、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの。	①補助対象の住宅を市内に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している方 ②市税の滞納をしてない方	耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の1/2以内(上限100万円)	-	-	令和6年4月15日～ 令和6年10月31日	2戸	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/200/20200109015000.html	
耐震シェルター等設置費	助成	館林市木造住宅耐震シェルター等設置補助事業	補助対象となる耐震シェルター等を下記対象の住宅の1階に設置するもの。ただし、2階に設置しても安全上支障がないと証明されたものについてはこの限りでない。 (対象の住宅) 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの)で、木造(在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法)で建築した階数2階建て以下の住宅のうち、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの。	①補助対象の住宅を市内に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している方 ②市税の滞納をしてない方	耐震シェルター等設置に要する費用の1/2以内(上限30万円)	-	-	令和6年4月15日～ 令和6年10月31日	1戸	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/200/20200109015000.html	
ブロック塀等の解体	助成	館林市ブロック塀等撤去費補助事業	・道路に沿っているもの ・道路又は地表面からブロック塀等の上部部までの垂直距離が1.2メートルを超え、水平距離が1メートルを超えるもの ・調査の結果、倒壊のおそれが高いもの ※ブロック塀等:コンクリートブロック塀、石塀その他これらに類する組積造の塀 ※道路等:建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路	・補助対象のブロック塀等を有する住宅を市内に所有するかたで、当該住宅に居住し、又は居住を予定している方 ・市税の滞納をしていない方	補助対象のブロック塀等の撤去に要する費用の3分の2以内を補助(上限5万円)	-	-	令和6年4月15日～ 令和6年11月29日	10件	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/080/20200109035000.html	
その他	助成	市移住促進まちなか新築住宅取得支援	対象者が中心市街地に新築住宅を取得した場合に30万円の補助を行う。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、支援金を加算する。 ※加算後の上限は50万円とする。 ①若者夫婦世帯(夫婦いずれかが40歳未満の世帯)10万円 ②子育て世帯(15歳以下の子供を扶養している世帯)子供1人につき5万円 ③市内業者(媒介業者を除く)による新築5万円 ※中心市街地のエリアについては、市HP参照	・エリア内の新築住宅を取得した方で次のいずれかに該当する方 ア:市外からの転入者であること イ:市内の重点エリア外に居住しており、住宅を所有していないこと ・取得した住宅の表題登記が完了している方 注:建売住宅にあつては、所有権移転登記 ・過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていない方 ・館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しない方 ・市税等の滞納がない方(世帯の構成員を含む) ・館林市わくわく地方生活実現支援金支給要綱に基づく支給対象者でない方	500,000円	-	-	-	-	企画課	TEL:0276-47-5102 mail:kikaku@city.tatebayashi.lg.jp	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/010/060/20210525132305.html	

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (4/4)

市町村名: 館林市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
その他	助成	館林市市有地活用移住定住支援金	市の所有する土地を購入し、自らが居住するための住宅を建築し定住したときに、移住定住支援金を50万円交付する。ただし、市内業者による施工の場合は10万円を加算する。 【土地所在地】 館林市東美園町29番11 【地目/現況】 宅地 【地積】 232.76平方メートル 【用途地域】 第一種中高層住居専用 【売却価格】 6,750,000円	・次のいずれかに該当する方 ア:本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転入した日から3年を経過していない方 イ:館林市本社機能誘致移住奨励金支給要綱(平成30年館林市告示第41号)に規定する館林市本社機能誘致移住奨励金の支給を受けた方 ・本市から市有地を購入し、かつ、当該市有地の登記名義人となった方 ・市有地の売買契約を締結した日から起算して1年を経過する日までに住宅を建築し、かつ、当該住宅の所有権保存登記をしていること ・購入した市有地に定住していること ・購入した市有地以外に市内に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと ・支給対象者及び支給対象者が属する世帯の構成員が、館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)第2条第2号又は第3号に該当しないこと ・市税等の滞納がないこと(世帯の構成員を含む)	600,000円	-	-	-	-	企画課	TEL:0276-47-5102 mail:kikaku@city.tatebayashi.lg.jp	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/010/030/20201119165501.html	